

第3章

八尾市人権教育・啓発プランにおける これまでの取り組みと課題（総括）

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

（1）学校等での取り組み

① 就学前における人権教育の推進

取り組み

- 乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達と生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという考えに基づき、一人ひとりの発達の特性に応じた総合的な指導力の向上をめざし、幼児教育研究を実施しました。保育参観後に討議を深めたり保育内容に対する指導助言を行ったりし、就学前教育・保育全体の質の向上へとつなげました。
- 「認定こども園に向けての教育・保育の研究」を活用して、各ブロックで研究手法を工夫して、園内研究会や事例研究会を実施しました。質の高い保育実践に向けた保育者の役割やカリキュラム・マネジメント、組織づくり等について、市内学校園へ研究成果を広めました。



課題

- 保育者との温かい関係を基盤に、乳幼児期にふさわしい環境の中で幼児相互のかかわりを大切にしながら、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を実施するとともに、就学前教育・保育と小学校教育とのスムーズな接続に向けて教育課程を編成・実施するために、引き続き幼児教育研究・研修・指導助言を行う必要があります。
- 公立就学前施設再編に伴い、今後は認定こども園において、就学前教育・保育の拠点として課題について研究し、研究成果や実践事例等を市内全域に発信していきます。

② 学校における人権教育の推進

取 組 み	●全学校園に対して人権教育推進における課題ならびに重点指導事項、人権学習年間計画、人権教育に関する研修状況、PTA人権研修状況、人権教育に係る教材・資料集等の周知および活用状況等を調査するとともに、人権教育担当者による実践交流会を前期・後期において実施することにより、人権教育の推進状況・人権教育の実施状況の把握に努め、さらなる推進に向けての課題提起等を行いました。 ●小学校の入学説明会において、「子どもの権利条約」リーフレットをすべての新入生家庭に配付し、保護者への啓発とともに、各学校への人権学習教材としての活用を促しました。 ●市内全小学校及び義務教育学校（前期課程）の第3学年児童を対象に、子ども自身が自らの力で身を守ることや、暴力によらない解決方法などについて考える学習プログラムを実施しました。学習プログラムは、児童が互いに意見を述べて交流する参加型で行いました。
課 題	●各学校園において取り組みを点検・評価し、その取り組みの成果と課題を共有し、子どもの実態に則した新たな取り組みにつなげていく必要があります。 ●入学説明会におけるリーフレットの配付を通して保護者への啓発をしていますが、子どもを取り巻く状況は依然として厳しく、これまで積み重ねてきた人権教育をさらに広めていくことが重要です。 ●日々変化が激しい社会情勢において、様々な課題のなかで、各学校や地域の実情に応じたプログラム内容を検討し、実施する必要があります。

③ 子どものいじめ防止等の取り組みの推進

取り組み	●いじめ（P94）の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、初任者や管理職、学校においていじめ対応を主に行う教職員を対象とした集合研修を実施するとともに、すべての教職員を対象とした校内研修を実施しました。 ●八尾市立全中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象に、いじめを自分事として捉え、いじめをなくすための主体的な行動を育むための「脱いじめ傍観者教育」を実施しました。 ●毎月1回、弁護士・学識経験者・臨床心理士・社会福祉士等の外部専門家による「いじめ対応支援チーム」から、学校、教育委員会のいじめ対応についての助言を得る会議を実施しました。
------	--



課題	●八尾市立学校園に勤務するすべての教職員が、いじめ防止対策推進法等の趣旨に則ったいじめ対応を行うことが求められています。そのために、管理職、いじめ対応を主に行う教職員はもとより、すべての教職員が法等を正しく理解し、適切ないじめ対応を行うことができるよう、研修の充実を図る必要があります。
----	---

④ 保育・教育関係職員への人権研修の推進

取り組み	●就学前施設の保育者への人権研修においては、人権尊重の精神に基づいた教育・保育を推進するために、乳幼児期から小学校へとつながる人権教育について研修を実施しました。 ●学校園の教職員への人権研修においては、人権教育管理職研修や教職員研修を実施し、人権教育を推進していくうえでの課題や実践事例等について研修を行い、教職員の人権意識の高揚や指導力向上につながるとともに、本市で培われてきた人権教育の実践の継承に努めました。
------	--



課題	●人権尊重を基盤とした教育・保育を推進するために、引き続き保育者・教職員の人権意識の向上を目的とした人権研修を実施し、実践への応用を行っていく必要があります。 ●人権教育を基盤とした学校園運営を推進するために、各学校園で課題となっている人権課題を中心として、さまざまな人権課題に対応する研修を企画・運営していく必要があります。また、管理職が各種人権課題に対して正しく理解することは重要です。今後も、管理職に対する人権研修の位置づけは必要です。
----	---

(2) 職場での取り組み

① 企業等における人権啓発の推進

取り組み

- 八尾市企業人権協議会において、年2回の研修会を実施し、事業所における人権意識の啓発を継続的に実施してきました。また、労働支援課において「労働情報やお」を発行し、八尾市企業人権協議会会員事業所や市内事業所等に配布を行い、労働者や事業所により広く人権の視点を取り入れた情報提供を行いました。
- 大阪あんしん賃貸支援事業やサービス付高齢者向け住宅等の普及啓発において、高齢者、障がいのある人や外国人市民など、住居を確保することが困難な可能性がある人が安心して入居できるよう取り組みを進めました。



課題

- 八尾市企業人権協議会主催研修会やハローワーク布施との共催研修会時など、さまざまな機会に八尾市企業人権協議会への加入勧奨を行っていますが、多くは中小企業であることから、廃業や事業整理、経費節減が進む結果、退会となる事業所もあり、会員数は減少しています。新規加入の促進として、未加入事業所が企業人権協議会への加入をメリットであると感じられるセミナーの開催や既存会員向けのより魅力のある研修メニューの検討が必要です。
- 民間住宅所有者、あんしん賃貸住宅への媒介業務を行う宅地建物取引業者や居住支援団体などへのさらなる登録促進に関する啓発が重要です。

② 特定職業従事者に対する人権啓発の推進

（ア）市職員等に対する取り組み

取り組み	●市職員に対する人権研修では、人材育成における職員研修に人権研修を位置づけ、各年度の職員研修計画に基づき、職員の階層ごとに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人など、様々な人権課題についての研修を実施してきました。また、各所属に配置されている人権主担者を対象とした研修、部局単位での職場内人権研修や全職員を対象とした人権研修を実施し、職員が理解する必要がある人権課題を選定し、幅広い人権課題について、職員の理解と認識を深め、人権意識の高揚が図れるように努めました。
課題	●市職員として理解が求められているテーマで、すべての市職員の人権意識のさらなる高揚につながるよう組織的かつ戦略的な研修が求められています。

(イ) 福祉関係者に対する取り組み

取り組み	●介護保険制度及び障がい者総合支援制度における指定事業者集団指導において、事業者に対し、人権意識を高めるためのプログラムを実施しました。 ●地域における福祉関係機関では、(社福)八尾市社会福祉協議会、八尾市民生委員児童委員協議会、八尾地区更生保護女性会、八尾地区保護司会や八尾市介護保険事業者連絡協議会等において毎年継続的に人権研修を実施しました。
------	--



課題	●今後も、集団指導等を活用し、事業者の人権意識向上のためのプログラムを提供するよう努める必要があります。 ●関係機関の連携を図りながら、地域における人権課題について、継続して実施することで、さらなる正しい理解の普及啓発が重要です。
----	---

(ウ) 保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み

取り組み	●保健・医療関係者及び消防職員は、人間の尊厳や個人のプライバシー等、市民一人ひとりの人権に配慮した対応が求められており、市立病院や消防本部など、各々の機関において、必要に応じたテーマで人権研修を行いました。
------	---



課題	●各職場における研修内容の共有と継続的な実施が求められています。
----	--

（３）地域での取り組み

① 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

取
り
組
み

●市民による地域における取り組みの中心として、八尾市人権啓発推進協議会では、2年計画で、市内全地区福祉委員会での地区人権研修の実施や人権啓発推進委員養成研修を実施し、市民に身近な親しみやすい場所での人権啓発を進めてきました。また、人権擁護委員による小学生を対象とした「いじめをなくそう人権教室」の定期的な開催を行いました。その他、市民を対象として毎年継続的に人権学習講座を開催し、PTAを中心とした多くの参加者を得ることができました。



課
題

●市民に身近な場所で、市民や地域のニーズにあったテーマで研修を実施し、新規の参加者を含めた多くの市民の参加が得られるよう、開催や周知方法について検討していく必要があります。

② 家庭における人権教育・啓発の支援

取り組み	●養育支援の家庭訪問を行いました。養育支援が必要と認められる家庭の支援を行うために、毎年支援員を募集し、訪問支援員養成講座を実施しました。また、既に登録している支援員に対してもフォローアップ講座の受講を必須として専門的支援の充実を図っています。 ●一般教育相談、特別な支援が必要な子どもの教育相談、巡回相談、医療相談を実施しました。 ●児童虐待通告に対し、子どもに関わる各機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもと通告対象家庭への援助方策を検討し対応を行いました。
------	--



課題	●養育支援を必要とする家庭を把握している保健センターや家庭児童相談室と連携し、保健師や相談員を介して訪問を行う例もあります。育児不安が高い保護者へのフォローとして対応するため、専門性や保護者に寄り添うスキルが必要であり、引き続き訪問支援員の確保とスキルアップが必要です。 ●不登校や問題行動等、課題を抱える児童生徒やその保護者が安心して相談し課題を解決できるよう、教育センター相談員の資質向上と合わせ、学校での教育相談体制充実に向けた支援を行っていく必要があります。 ●ケースが複雑化している現状の中で、虐待通告後の調査と対応、虐待家庭への定期的な調査及び支援、関係職員や市民への啓発などの体制の充実を図る必要があります。
----	---

③ 相互理解と交流の推進

取り組み	●さまざまな人が地域で活躍し、交流できる人権教育・啓発を推進するため交流会を毎年開催し、人権課題の当事者をはじめとした多数の市民の参加のもと、交流を通じた相互理解や人権をキーワードにしたネットワークづくりを進めました。 ●識字教室・日本語教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を提供し、継続学習による基礎学力の向上を図りました。 ●外国人市民情報提供事業として、外国人市民向けに、市政情報や地域コミュニティ情報を多言語で提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3カ国語による多言語情報誌を月1回作成しました。
課題	 ●交流会の満足度は高くなっていますが、参加者の固定化が見受けられるため、新規の方が参加してみようと思えるようなテーマや開催時間等を検討する必要があります。 ●「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえ、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要があります。 ●多言語による情報を必要としている外国人市民に、よりわかりやすい情報を、なるべく早く届けるための工夫が必要です。

④ 市民団体や研究機関による活動の推進

取り組み	●八尾市人権啓発推進協議会において、人権啓発映画上映会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会、人権啓発推進委員養成研修（年5回）、地区人権研修を実施し、人権啓発の推進を図りました。 ●八尾市人権啓発推進協議会における研修及び地区人権研修の実施などにあたって、円滑に講師選定が行えるよう、コーディネート、講師紹介を行いました。 ●世界人権宣言の精神を市民に広めるために、加盟団体に呼び掛けたネットワーク会議（年6回）を開催し、ひゅーまんフェスタやパネル展、世界人権宣言記念行事として、「せじ〜ん71」の取り組み等を実施しました。
------	--



課題	●時事性の高いテーマや市民ニーズを把握し、より多くの市民が参加したいと思えるようなテーマや講師の選定、効果的な周知方法を検討する必要があります。 ●各地区で想定される参加者層に鑑み、実施テーマに偏りができないよう、さまざまな人権課題に対して講師紹介できるよう、毎年情報収集ならびに蓄積をはかるデータベースを更新できるようにしておく必要があります。 ●人権を大切にするまちづくりのために、加盟団体だけでなく、市内のあらゆる人権諸団体へネットワークを広げることが必要ですが、加盟数は増加できていないため、各啓発事業の参加者の増加、ネットワークの広がりを図っていく必要があります。
----	---

2 人権教育・啓発を進めるために

（1）総合的かつ効果的な推進体制の充実

取り組み

- 市民に身近なところで、いつでも誰でも参加できる人権教育・啓発の推進の主な取り組みとして、八尾市人権啓発推進協議会では、市内全地区福祉委員会で地域の実情にあわせたテーマでの人権研修を定期的に実施してきました。また、（一財）八尾市人権協会開催のじんけん楽習塾において、参加体験型の研修を取り入れ、体験談や人権課題の当事者の声を聴く取り組みを行いました。
- さまざまな人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進の主な取り組みとして、八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラムを年6回程度開催し、委員どうしの交流を図るとともに、人権全般、いじめ問題、高齢者の人権、女性の人権をテーマにした人権学習プログラムや冊子などの人権啓発グッズの作成を行い、実際に作成したプログラムの地域における実践に取り組んできました。また、地域で暮らしている人権課題の当事者をはじめとした人びとが互いに理解を深めることができるよう、毎年、交流会を開催しました。
- 総合的な人権学習情報の収集と提供を進めるために、年4回の「ちいき・人権・World」の発行やホームページ、市政だよりやFMちゃお等を活用し、広く市民への情報提供を行ってきました。また、市民に伝わる人権教育・啓発手法として、各種研修において、積極的にワークショップ形式による参加体験型学習を行いました。



課題

- これらの取り組みを通して、あらゆる人権テーマの取り組み（イベント）等への参加促進、人権尊重の行動につながる人材育成をめざして、参加人数、参加者層の広がりをはかるために広報活動の充実が求められています。
- これらの手法を用いた情報発信や教育・啓発を引き続き行うとともに、幅広い周知方法や多くの参加者を得るための効率的かつ効果的な手法について検討していくことが重要です。

(2) 推進体制

取り組み

- 人権教育・啓発の推進を市民と行政が協働で進めるため、八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラム、交流会や八尾市人権尊重の社会づくり審議会等を開催してきました。また、八尾市人権啓発推進協議会、(一財)八尾市人権協会、世界人権宣言八尾市実行委員会、八尾市企業人権協議会、八尾市人権教育研究連合協議会等の各種団体やNPOとの連携のもと、人権教育・啓発の効果的な推進を図りました。
- 本市の人権施策の総合的な推進を図るため、庁内において八尾市人権施策推進本部及び幹事会を開催しました。



課題

- 各種団体どうしの連携を深め、相互のネットワーク形成を進め、情報共有や協働の取り組みを進めることが重要です。
- 引き続き全庁的な体制で、関係各課の連携のもと人権施策のさらなる推進を図っていく必要があります。

（３）進行管理と評価

取
組
み

- 人権啓発セミナーや人権学習講座等の開催においては、参加者にアンケート調査を実施し、参加者ニーズの把握に努めてきました。また、行政施策全般に対する「八尾市民意識調査」において、人権に関する調査項目を４項目設け、市民ニーズや満足度等の意識の把握に努めました。
- 人権相談、女性相談、外国人市民相談、高齢者虐待相談、障がい者福祉に関する相談、児童虐待防止対策事業等の各相談に対し、適切な対応に努めました。
- 国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、（公財）八尾市国際交流センター事務局に併設する相談窓口を新たに設置し、既存の相談窓口と連携させることで相談体制の拡充を図りました。



課
題

- 市民ニーズや満足度等の意識を把握していくため、調査等において引き続き人権に関する調査項目を設けていきます。
- 悩みを抱えている市民が適切な相談機関につながるができるよう、広く相談機関の情報収集に努める必要があります。
- 相談窓口体制が拡充したことについて、より多くの外国人市民に周知を行っていく必要があります。